

日光市災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、災害発生に伴い水道が断水状態になった場合に備え、洗濯、風呂、トイレ、掃除等の生活用水を確保するため、市内にある井戸及び湧水を所有者の協力により災害用井戸・湧水として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 災害用井戸・湧水の登録要件は次のとおりとする。

- (1) 災害時に無償で井戸水・湧水を一般に提供すること。
- (2) 井戸・湧水の位置情報を公表することが可能であること。
- (3) 井戸・湧水が使用可能な状態にあること。

(登録の手続)

第3条 登録の意思がある井戸・湧水所有者は、日光市災害用井戸・湧水登録申出書に必要な事項を記載し、市長に申し出るものとする。

- 2 市長は前項の登録申請書を受理したときは、内容等を審査して登録の適否を決定し、その結果を申請者に、日光市災害用井戸・湧水登録適否決定通知書により通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 災害用井戸・湧水の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害用井戸・湧水の第三者利用は災害時に限られ、利用時間は井戸・湧水所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (2) 災害用井戸・湧水の利用は、井戸・湧水所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

(登録期間)

第5条 登録期間は、日光市災害用井戸・湧水登録適否決定通知書の通知日から3年とする。ただし、登録期間満了日までに登録期間の更新をしない旨の申出がないときは、当該登録期間をさらに1年間延長するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 日光市災害用井戸・湧水登録申出書の記載内容に変更が生じた場合、井戸・湧水所有者は、日光市災害用井戸・湧水登録（変更・解除）申出書により市長に申し出るものとする。

2 市長は前項の災害用井戸・湧水登録（変更）申出書を受理したときは、変更の内容を申請者に、日光市災害用井戸・湧水登録（変更・解除）通知書により通知するものとする。

(登録の解除)

第7条 井戸・湧水所有者は、次に掲げる場合は、前条の災害用井戸・湧水登録（解除）申出書により、市長に申し出るものとする。

(1) 井戸・湧水を廃止した場合

(2) 井戸・湧水の使用を停止した場合

(3) 井戸・湧水を譲渡した場合

(4) 災害時に井戸水・湧水を一般に提供することができなくなった場合

2 市長は、次に掲げる場合は、災害用井戸・湧水の登録を解除することができる。

(1) 前項の規定による申出があった場合

(2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合

(3) その他市長が災害用井戸・湧水として適当でないと認めた場合

3 市長は、前項の規定により災害用井戸・湧水の登録を解除する場合、前条の災害用井戸・湧水登録（解除）通知書により井戸・湧水所有者に通知するものとする。

(免責)

第8条 災害用井戸・湧水の利用により、利用者の身体又は財産に被害が生じた場合、井戸・湧水所有者の故意による場合を除き、井戸・湧水所有者はその責任を負わないものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。